

吉野郡3町 緩和した基準による通所介護のサービス指定（基準）等について

名称	介護予防通所介護サービス	
累計	現行相当	緩和型【通所型サービスA】
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	半日程度で生活機能の向上のための運動やレクリエーションを提供する通所型サービス
サービス提供時間	4時間以上	4時間未満
人員	<ul style="list-style-type: none"> * 管理者（※①）：常勤、専従で1名 * 生活相談員：専従1名以上 * 機能訓練指導員：常勤1名以上（他の職務と兼務可能） * 看護職員：密接かつ適切に連携を図ること * 介護職員：～15人に1人以上（以後、5人ごと1人） ※①支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の兼務に従事可能 	<ul style="list-style-type: none"> * 管理者（※①）：常勤、専従1名 * 従事者（※②）：～15人に1人以上（以後、必要とする人数） ※①支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の兼務に従事可能 ※②看護職員または介護職員を配置し、看護職員を配置しない場合には他の医療・介護施設の看護職員と密接かつ適切に連携を図ること
設備	<ul style="list-style-type: none"> * サービスを提供するために必要な場所、および利用者が静養するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） * 消火設備その他の非常災害に必要な設備 * 必要なその他の設備・備品 	
運営	<ul style="list-style-type: none"> * 必要に応じて個別サービス計画の作成 * 提供拒否の禁止 * 従事者の清潔保持・健康状態の管理 * 従事者又は従事者であった者の秘密の管理 * 事故発生時の対応 * 廃止、休止の届出と便宜の提供 ※法令上必ず遵守すべき事項は、従前の予防給付の基準と同様 	

<p>単価</p>	<p>1日のサービス 【事業対象者・要支援1】（1月4回まで） 378単位/回 【事業対象者・要支援2】（1月8回まで） 389単位/回</p> <p>1月の単位数が次の単位を超える場合、月単位で算定 【事業対象者・要支援1】（週1回程度） 1,647単位/月 【事業対象者・要支援2】（週2回程度） 3,377単位/月</p>	<p>1日（4時間以上）のサービス 【事業対象者・要支援1】（1月4回まで） 378単位/回 【事業対象者・要支援2】（1月8回まで） 389単位/回</p> <p>半日（4時間未満）のサービス 【事業対象者・要支援1】 285単位/回 【事業対象者・要支援2】 292単位/回 ただし、半日のみリハビリテーション職員加算 50単位/回 リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士をいう。）のいずれかが配置され、基本的動作能力、応用的動作能力、音声機能、言語機能又は聴覚機能の改善を目的として機能訓練を行った場合に算定</p> <p>1月の単位数の合計が次の単位を超える場合、月単位で算定 【事業対象者・要支援1】（週1回程度） 1,647単位/月 【事業対象者・要支援2】（週2回程度） 3,377単位/月</p>
<p>加算</p>	<p>職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 生活機能向上グループ活動加算 運動器機能向上加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算 選択的サービス複数実施加算 事業所評価加算 サービス提供体制強化加算 生活機能向上連携加算 栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）</p>	<p>上記以外</p> <p>運動器機能向上加算 225単位/月 栄養改善加算 150単位/月 口腔機能向上加算 150単位/月 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位/月 事業所評価加算 120単位/月 介護職員処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）</p>
<p>1単位あたりの単価</p>	<p>10円</p>	
<p>サービスコード</p>	<p>A6</p>	<p>A7</p>